

事 務 連 絡

平成 26 年 11 月 5 日

関係各位

厚生労働省保険局医療課

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

標記について、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知するとともに、別添関係団体等に協力を依頼しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人日本慢性期医療協会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本私立歯科大学協会
一般社団法人日本病院薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
公益財団法人日本訪問看護財団
独立行政法人国立病院機構本部
独立行政法人国立がん研究センター
独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人国際医療研究センター
独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人地域医療機能推進機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
公益社団法人国民健康保険中央会
社会保険診療報酬支払基金
警察庁長官官房給与厚生課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省高等教育局私学行政課
文部科学省初等中等教育局財務課
防衛省人事教育局
各都道府県後期高齢者医療広域連合
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
労働基準局労災補償部補償課
保険局保険課
社会保険研究所
公益財団法人日本医療保険事務協会

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成26年10月22日に提出すべき平成26年7月から9月分のデータの提出に遅延等が認められたため、平成26年12月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

保険医療機関名	適用期間
北海道士別市東11条5丁目3029番地1 士別市立病院	平成26年12月1日から 平成26年12月31日まで
北海道名寄市西7条南8丁目1 名寄市立総合病院	
北海道苫小牧市清水町1丁目5番20号 苫小牧市立病院	
岩手県奥州市水沢区東大通り1丁目5-30 医療法人清和会奥州病院	
群馬県前橋市大友町3丁目26番地の8 公益財団法人老年病研究所附属病院	
東京都新宿区百人町1丁目24番5号 医療法人社団広恵会春山外科病院	

保険医療機関名	適用期間
東京都世田谷区瀬田 4-8-1 公益財団法人日産厚生会玉川病院	平成26年12月1日から 平成26年12月31日まで
東京都杉並区天沼 3丁目17-3 医療法人財団アドベンチスト会東京衛生病院	
東京都千代田区富士見 2-14-23 東京通信病院	
長野県飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院	
大阪府守口市八雲東町 2丁目47番12号 医療法人彩樹守口敬任会病院	
兵庫県芦屋市大原町 5-20 芦屋セントマリア病院	
岡山県新見市高尾793-6 医療法人淳和会長谷川記念病院	
広島県広島市佐伯区倉重 1丁目95番地 医療法人社団清風会五日市記念病院	
広島県安芸郡坂町北新地 2丁目 3-10 済生会広島病院	
福岡県福岡市博多区千代 5-18-1 千鳥橋病院	
福岡県八女市吉田 2番地 1 柳病院	
長崎県長崎市宝町 6番12号 社会医療法人春回会井上病院	